

成すること。

#### ④ 住宅困窮者の安定した居住の確保

経済的または社会的な理由により市場において自力では適正な水準の住宅を確保することが困難な者の安定した居住を確保すること。

### 3 各主体の役割分担

国及び地方公共団体の役割はもちろん、事業者や国民が果たすべき役割についても明確化すべきである。具体的には、以下のとおりである。

- ・国は、税制、金融等の制度インフラ整備など、全国的・広域的観点からの住宅政策を総合的に推進すること
- ・地方公共団体は、総合的な行政主体として、地域の実情に応じた住宅政策を推進すること
- ・事業者は、良質な住宅関連サービスの提供、良好な住環境の形成、適切な情報開示、取引の公正やコストの軽減等を通じ、健全な市場の形成に積極的な役割を果たすべきこと
- ・国民は、住生活の向上や安定に努め、地域の良好な住環境の形成に主要な担い手として積極的に参画すべきこと

### 4 新たな計画体系の構築

従来の住宅建設五箇年計画の体系、すなわち、国が5年ごとに全国及び地方の公的資金住宅の建設戸数目標を定め、都道府県の区域内の公営住宅整備事業量を決定するというトップダウン型の計画体系を見直し、国と地方公共団体が相互に連携して住宅政策を総合的に推進する新たな計画体系を構築すべきである。

#### (1) 住宅政策に関する国の基本計画の策定

人口・世帯減少社会、超高齢化社会における住宅事情や社会経済情勢の変化を見据え、豊かさを実感できる住生活の実現のための道筋を明らかにし、他の行政分野との緊密な連携の下に、長期にわたる住宅政策の総合的かつ計画的な取組みを着実に推進するため、国は、次のような「住宅政策に関する基本的な計画」を策定すべきである。